

明日香村競争入札傍聴要領

(目的)

第1条 この要領は、競争入札の透明性を高め、公正な入札執行を図るため、競争入札の公開及びその傍聴について必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴定員等)

第2条 開札を傍聴しようとする者(以下「傍聴人」という。)の定員は、会場の都合によりその都度定めるものとし、その旨を公告等において明らかにするものとする。

2 傍聴人の受付は、前項の定員になり次第締切のものとする。

(傍聴の手続等)

第3条 傍聴人は、開札日前日の午後5時までに開札傍聴申込書(別紙)を総務財政課に提出し、承諾を得るものとする。

(傍聴できない者)

第4条 次の各号に該当する者は、傍聴することができない。

(1) 酒気を帯びていると認められる者

(2) 危険物、ビラ、プラカード、旗、のぼり等を所持している者

(3) 前2号に定めるもののほか、開札を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、開札会場内においては、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 開札の結果等について、拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。

(2) 私語、放歌、高笑い等をしないこと。

(3) 飲食又は喫煙をしないこと。

(4) 人に迷惑をかけ又は不体裁な行為をしないこと。

(5) みだりに席を離れないこと。

(6) 前各号に定めるもののほか、開札の妨害となるような行為をしないこと。

(写真撮影及び録音等の制限)

第6条 傍聴人は、写真撮影及び録音等をしてはならない。ただし、特に開札執行者の許可を得た場合はこの限りでない。

(係員の指示)

第7条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 傍聴人がこの要領の規定に違反するときは、開札執行者はこれを制止し、その命令に従わないときは、その傍聴人を退場させることができる。

附 則

この要領は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年5月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

開 札 傍 聴 申 込 書

平成 年 月 日

明 日 香 村 長 殿

(申込者) 住 所

名 称

傍 聴 者

電話番号

(注)傍聴者欄には、当日傍聴される方の氏名をご記入下さい

下記の建設工事等に係る開札の傍聴を申し込みます。

記

工事(業務)番号 平成 年度 第 号

工事(業務)名

工事(業務)

開 札 日 時 平成 年 月 日 () 午前・午後 時 分

上記の申し込みのありました傍聴について承諾します。

開札にあたっては、本状をご持参ください。

平成 年 月 日

様

明日香村 総務財政課長 [公印省略]

戻る